



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 1 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) ..... 1
- 2 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) ..... 2
- 3 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " ) ..... 2
- 4 生活保護法による指定施術機関の廃止 ( " ) ..... 3
- 5 生活保護法による医療機関の指定 ( " ) ..... 3
- 6 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) ..... 3
- 7 救急病院の申出の撤回 (医務課) ..... 4
- 8 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課) ..... 4
- 9 大規模小売店舗立地法による那智勝浦町から聴取した意見の概要 (商工振興課) ..... 4
- 10 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) ..... 5
- 11 木材業者等の登録の変更 (林業振興課) ..... 5
- 12 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 5
- 13 " ( " ) ..... 6
- 14 道路の供用開始 ( " ) ..... 6

### ○ 選挙管理委員会告示

- 1 政治団体の届出事項の異動の届出 ..... 6
- 2 政治団体の解散の届出 ..... 7
- 3 政治団体の収支報告書の要旨 ..... 7
- 4 政治団体の設立の届出 ..... 7

### ○ 公告

- 和歌山県国際交流センターの指定管理者の指定 (文化国際課) ..... 8
- 和歌山県民文化会館の指定管理者の指定 ( " ) ..... 8
- 和歌山交通公園の指定管理者の指定 (県民生活課) ..... 8
- 使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦 (労働政策課) ..... 8
- 和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の指定 ( " ) ..... 9
- 和歌山県和歌川河川公園の指定管理者の指定 (河川課) ..... 9

### ○ 監査公表

- 監査公表第1号 ..... 9
- 監査公表第2号 ..... 13

## 告 示

### 和歌山県告示第1号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成27年12月15日指定した。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛天国パラダイス 1月号	09675-1	竹書房
コミック	恋愛白書パステル 1月号	19625-01	宙出版
コミック	ayaアヤ 1月号	18815-01	宙出版
コミック	月刊マガジンビーボーイ 1月号	18355-01	リブレ出版
雑誌	ヤングアニマル嵐	28307-1/1	白泉社
雑誌	CIRCUS MAX 1月号増刊	04100-01	KKベストセラーズ
月刊誌	エキサイティングマックス! 1月号	02091-1	ぶんか社
月刊誌	実話BUNKAタブー 1月号	05375-01	コアマガジン
月刊誌	ヤングチャンピオン烈	28286-12/25	秋田書店
月刊誌	実話ナックルズ 1月号	04877-1	ミリオン出版

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田医新 18-26	えのもと内科クリニック	田辺市たきない町2-1	平成 27.9.30
新薬新 12-27	メディカルネオ	新宮市井の沢11-12	平成 27.10.31

## 和歌山県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日

有限会社やまちょう	東牟婁郡那智勝浦町 川関392	介護サービスベスト ・ケア佐野	新宮市佐野975-8 コートリヴィエール 1F-B	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 25.9.1
セイコーメディカル 株式会社	和歌山市築港六丁目 9-10	セイコーメディカル 株式会社新宮営業所	新宮市蜂伏20-22	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・ 介護予防福祉用具 貸与・特定介護予 防福祉用具販売	平成 27.3.31
株式会社アシストエ イト	新宮市佐野1404-9	訪問介護事業所元気	新宮市三輪崎二丁目 14-4	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 27.10.31
株式会社ファースト リブ	大阪府河内長野市錦 町8-8	さくら・介護ステー ションももたろう	橋本市隅田町中島99 3-1	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 27.11.20

## 和歌山県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
海南柔 21-7	脇村誠	脇村整骨院（柔道整復） 海南市船尾276-29 港橋ビル1階	平成 27.12.8

## 和歌山県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医新 73-27	えのもと内科クリニック	田辺市たきない町2-1	平成 27.10.1
新薬新 19-27	メディカルネオ	新宮市谷王子町2-7	平成 27.11.1
田医新 74-27	ふじたクリニック	田辺市秋津町158-4	平成 27.12.1

## 和歌山県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011610 288	いこら訪問介護事業所	有田郡有田川町大字徳田176-4	同行援護	株式会社シルバークエアたから	有田郡有田川町大字徳田176-4	平成 28. 1. 3

**和歌山県告示第7号**

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 井上病院
- 2 所在地 和歌山市小人町南ノ丁20番地
- 3 失効日 平成27年12月29日

**和歌山県告示第8号**

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 失効する知事監視製品
  - (1) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal Girl Pink aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
  - (2) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal girl BLACK aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの  
(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 失効理由  
当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため
- 3 失効年月日  
平成28年1月5日

**和歌山県告示第9号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により那智勝浦町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) エバグリーン紀伊勝浦店  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日二丁目222番5
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
平成27年和歌山県告示第935号
- 3 意見の概要

- (1) 環境基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、廃棄物の減量および再資源化に取り組む、騒音・振動等による公害発生に留意し、周辺の生活環境に影響を与えないように努めて下さい。
- (2) 交通安全に努め一般通行車および近隣に車庫のある熊野交通のバスの妨げにならないよう誘導員を配置するなどの対応に努めて下さい。また、交通量増加に伴う道路敷居周辺の環境美化に努めて下さい。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

那智勝浦町観光産業課（東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目1番地1）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成28年1月5日から同年2月5日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第10号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年12月16日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年1月18日まで縦覧に供する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第59号	日高郡美浜町和田字内稗田2574-1外2筆

和歌山県告示第11号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社山收木材	代表者の氏名	代表取締役 山林敏巳	代表取締役 山林收兵	平成 27.12.9

和歌山県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市多田字塚本122番1地先から同市且来字北塚151番1地先まで	旧	5.57 } 6.40	103.80	県道秋月海南線と重用延長103.8メートル、県道小野田内原線と重用延長8.32メートルを含む。
同上	新	9.08 } 10.01	103.80	県道秋月海南線と重用延長103.8メートル、県道小野田内原線と重用延長8.32メートルを含む。

## 和歌山県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市多田字塚本122番1地先から同市且来字北塚151番1地先まで	旧	5.57 } 6.40	103.80	県道岩出海南線と重用延長103.8メートル、県道小野田内原線と重用延長8.32メートルを含む。
同上	新	9.08 } 10.01	103.80	県道岩出海南線と重用延長103.8メートル、県道小野田内原線と重用延長8.32メートルを含む。

## 和歌山県告示第14号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市多田字塚本122番1地先から同市且来字北塚151番1地先まで

供用開始の期日 平成28年1月5日

## 選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年1月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山市歯科医師連盟	片岡邦浩	会計責任者	前田順昭	仲河寛治	平成27.6.13

和歌山県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年1月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
共生橋本の会	中田治樹	平成27.12.8
平林崇行後援会	江口昌一	平成27.12.8

和歌山県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年1月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

共生橋本の会

報告年月日 27.12.8

1 収入総額	0
2 支出総額	0

平林崇行後援会

報告年月日 27.12.8

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年1月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日本臨床検査技師連盟和歌山県支部	脇村小津江	村田正吾	和歌山市葵町1-15	平成 27. 11. 27

## 公 告

### 公 告

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第63号）第8条第1項の規定により、和歌山県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県国際交流協会  
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

### 公 告

和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）第8条第1項の規定により、和歌山県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県文化振興財団  
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

### 公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、和歌山交通公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県交通安全協会  
和歌山県和歌山市西1番地
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

### 公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 推薦資格を有する者
  - (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者



団体とする。

- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

## 2 推薦される者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、使用者委員又は労働者委員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者  
(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

## 3 推薦方法

- (1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。  
(2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

## 4 推薦書の提出期間

平成28年1月5日から同年2月5日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

## 5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

## 公 告

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）第8条第1項の規定により、和歌山県勤労福祉会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県勤労福祉協会  
和歌山県和歌山市北出島一丁目5番47号  
2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

## 公 告

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成9年和歌山県条例第34号）第13条第1項の規定により和歌山県和歌川河川公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年1月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 三菱電機ライフサービス株式会社  
東京都港区芝公園二丁目4番1号  
2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第1号

平成27年8月12日付け監査報告第7号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 立 谷 誠 一  
和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 平成27年7月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 使用料及び賃借料の支出票において、出納機関の審査がなされずに支出されていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 軽油の調達に係る集中調達物品請求書の作成において、軽油引取税を加算した価格を消費税課税前価格として消費税を計算して支出し戻入していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅費について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。 当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 外出承認簿において、移動方法欄のチェック漏れ及び復命方法欄のチェック漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後このようなことのないよう、出納員及び会計専門員が相互に審査を徹底し、押印漏れが無いよう適正に処理している。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、物品調達システムへの入力及び発注時の確認をより厳格に行うとともに、支出時においても担当者及び出納機関での確認を徹底した。</p> <p>(3) 支払時には適正に処理を行うよう指導するとともに、決裁権者及び出納機関においても確認を厳格に行うよう徹底した。</p> <p>(4) 今後このようなことのないよう、出納員及び会計専門員が相互に支払先の確認を行うなど、審査体制を強化し、適正な会計処理を行うよう徹底した。</p> <p>(5) 職員に対し厳しく周知徹底するとともに、承認者においても確認をより厳格に行い、適正に処理するよう徹底した。</p>

2 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成27年7月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約399万円となっており、前年度末に比し2万円減少している。 今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約411万円となっており、前年度末に比し約15万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成26年度末で約59万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。 今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、紀の川市、岩出市で現在も受給中の者に対しては、両市の協力を得て、月々分割による納付を指導している。 また、保護廃止になっている者や転出者等に対しては、文書通知、電話連絡及び訪問を繰り返すことにより納付指導を行っている。 その結果、平成27年8月末までに47,000円の納付があった。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、貸付時に償還能力等の調査を徹底するとともに、借主、連帯保証人及び連帯借主同席の上、貸付の趣旨や連帯債務の必要性を十分説明し、理解を得て実行することで新規に発生する未償還金を極力防止するよう取り組んでいる。 また、未納者の現状把握と償還意識の向上を図るため、電話連絡や文書通知に加え、訪問等を頻繁に重ねながら粘り強い償還指導を実施し、未収金の縮減に努めている。 その結果、平成27年8月末までに129,850円の納付があった。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、相続人との連絡及び訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。 その結果、平成26年度末に未納者は3名から2名となり、未収金総額は590,280円となったが、平成27年8月末現在、納付には至っていない。引き続き、家庭</p>

<p>(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約29万円となっており、前年度からほとんど回収が進んでいない。 今後も、文書による催告に加え電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。</p> <p>(5) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>訪問等によるきめ細やかな納付指導を行う。</p> <p>(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、本人との連絡訪問を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮した上で、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。 その結果、平成27年8月末までに6,000円の納付があった。</p> <p>(5) 旅行命令簿及び外出承認簿の取扱いについて、所属職員に対し周知徹底した。</p>
--	---

3 那賀振興局建設部

監査実施年月日 平成27年7月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 特殊勤務手当実績簿において、所属長等の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 直行していないにもかかわらず誤って直行有と記載したため、旅費支給額が不足していた。 イ 旅費支給が必要な旅行を旅費不支給としていた。 ウ 勤務時間中に在勤公署への帰着が可能であるにもかかわらず直帰を命じていた。</p> <p>(3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていた。 また、外出承認簿において復命方法の未記載があったので、併せて適正に処理されたい。</p>	<p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 特殊勤務に従事した場合は、担当課長及びグループリーダーが確認の押印をしている。 担当課長及びグループリーダーが実績簿を再確認することを徹底し、押印漏れがないよう適正に処理している。</p> <p>(2) 旅行命令簿の記載方法について、再度、職員に対して周知徹底した。 職員が適切な旅行命令簿を作成し、決裁権者及び旅費担当で不適切な事例がないか再確認している。 なお、平成26年度分で旅費支給が必要な旅行は過年度支出として支出済みである。</p> <p>(3) 出張が旅行命令か外出承認かの区分について、再度、職員に対して職員等の旅費に関する規則（昭和41年和歌山県規則第122号）に基づき、適正に処理するよう周知徹底した。 また、復命についても、記載漏れのないよう適正に処理している。 なお、平成26年度分で旅費支給が必要な旅行は、過年度支出として支出済みである。</p>

4 紀北県税事務所

監査実施年月日 平成27年7月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p><b>指摘事項</b></p> <p>県税還付業務等において、不適正な事務処理が散見された。 この度、事務処理の調査を行い適正な処理対応を行っているが、税務業務全般にわたり、今後このようなことがないよう、厳正な事務の執行に努められたい。</p> <p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.5%と前年度に比し0.4ポイント上昇しており、平成26年度末の収入未済額も約2億8,528万円と、約4,222万円減少している。 しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税</p>	<p><b>指摘事項</b></p> <p>この度の不適正な事務処理は、担当職員の所掌業務における事務の処理状況が他の職員にはほとんど知られていない状態となっていたことによるものであった。 そのため、不適正事案の判明後、新たに作成することとした管理簿により、職員の業務の進行状況及び事務の処理状況について透明化を図るとともに、複数の職員による業務の進行管理及び事務の執行状況把握を行うなど、再発防止措置を講じたところである。 今後も引き続き、業務の進行状況及び事務の処理状況に対するチェック体制を強化することにより、事務の厳正な執行に努めていく。</p> <p><b>注意事項</b></p> <p>(1) 県税収入については、年間計画表の策定及び徴収目標の設定により計画的かつ組織的に取り組んでいる。 滞納整理に関しては、預貯金や生命保険等の債権、電話加入権、自動車等の財産に対し差押を執行</p>

全体の収入未済額の約90%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

- (2) 集中調達物品以外の物品調達に係る消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (3) 報酬で雇用した職員の月額報酬の支出において、勤務日数を誤り過支給分を戻入していたため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。
- (4) 和歌山県民文化会館駐車場プリペイドカード1枚400円を亡失し、遺失物届を出しているが現在も亡失している状況が続いている。  
今後このようなことがないよう、物品の保管及び管理に万全を期されたい。

するほか、タイヤロックや搜索等の手法を活用した滞納処分を強化している。

さらに、差押財産の公売や滞納処分の執行停止などにも取り組んでいる。

個人県民税については、県税収入未済額の約90%を占めているため、最重要課題と認識している。

そのため、個人県民税に関する徴収対策として、管内の税務担当課長会議や各市町の担当職員を対象とした研修会を開催するなど、市町との連携強化や職員の資質向上に取り組む一方、県税事務所職員の各市町への併任派遣、地方税法第48条の規定に基づく県による直接徴収、並びに県催告文書による納税勧奨や各市町職員と事業所に同行訪問することによる特別徴収推進などに取り組んでいる。

また、延滞金の収入未済についても、滞納整理を進め、収入未済額の縮減に向け、より一層努力し、収入確保に努めていく。

- (2) 物品調達に係る消耗品の納品において、当該物品の納品書には発注機関としての受付印及び受け付けた職員の個人印の押印を欠くことのないよう、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理していく。
- (3) 報酬で雇用した職員に対する報酬の支出に当たっては、報酬額算出の根拠となる勤務日数の確認を複数の職員で行うなど適正に処理し、再発防止に努めていく。
- (4) 和歌山県民文化会館駐車場などのプリペイドカードについては、現金と同様に公金であることを所属職員に再認識させるとともに、その取扱いには十分な注意を払わせることとし、再発の防止に努めていく。

5 和歌山県立貴志川高等学校

監査実施年月日 平成27年7月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 随意契約を行っている平成26年度県立貴志川高等学校卒業証書授与式用生花の購入について、見積日、法人名及び役職者職氏名不記載の見積業者を落札者として請書を徴していた。 また、支出負担行為の出納機関合議を行っていなかったため、併せて適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 随意契約事務の適正処理について、所属職員に周知徹底を図るとともに、今後このようなことのないよう、適正に事務処理を行っていく。</p>

6 和歌山県立那賀高等学校

監査実施年月日 平成27年7月10日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 旅費又は通信運搬費で支出すべきフェリー旅客運賃について、誤って使用料及び賃借料で支出していたため、適正に処理されたい。 (2) 全国高等学校校長協会家庭部会の年会費に係る負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) フェリー旅客運賃の支出時の適正な支出科目について、所属職員に周知徹底を図るとともに、今後このようなことのないよう、適正に事務処理を行っていく。 (2) 負担金の支出事務の適正処理について、所属職員に周知徹底を図るとともに、今後このようなことのないよう、適正に事務処理を行っていく。</p>

7 岩出警察署

監査実施年月日 平成27年7月10日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 県有財産の賃貸借契約に基づき設置された自動販売機に係る電気料金の徴収に際し、適用すべき料金早見表を誤り調定を行い、後日、追加の調定を行い収納しているが、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 支出事務については、支出内容、支払先等の確認を徹底するとともに、決裁時のチェック機能を強化し、適正な会計事務の処理に努める。</p> <p>(2) 歳入事務については、適用すべき料金早見表の確認を徹底するとともに、決裁時のチェック機能を強化し、再発防止に努める。</p>

和歌山県監査公表第2号

平成27年8月31日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月5日

和歌山県監査委員 保田 栄一  
 和歌山県監査委員 足立 聖子  
 和歌山県監査委員 立谷 誠一  
 和歌山県監査委員 泉 正徳

1 公益財団法人和歌山県農業公社

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>就農支援資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約1,121万円となっており、前年度末に比し約443万円増加している。</p> <p>今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>就農支援資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会、関係農業協同組合及び普及組織と連携し、滞納者に対する経営指導及び償還指導を行い、分割償還等による計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を適切に把握し、新規滞納の発生防止に努める。</p>

2 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成26年度末の借入金残高は、約128億8,900万円と前年より約8,130万円増加している。造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方で、近年の木材価格は低迷しており、経営環境は非常に厳しい状況にある。</p> <p>今後とも、全国の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年から80年に契約変更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施など、貴公社が策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>引き続き、長伐期施業のための契約変更を進めるとともに、造林補助金等の活用により、経営の効率性を高めている。</p> <p>また、分収林のゾーニングによる森林整備の重点化、利用間伐の推進、分収林管理体制の整備・合理化等、平成25年度に策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施し、経営の健全化に努めている。</p>

3 和歌山県土地開発公社

監査実施年月日 平成27年8月13日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

## 検討事項

和歌山県土地開発公社の保有する土地について、平成26年度に消防学校用地として、コスモパーク加太の造成地が売却されているが、依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。

また、その他の土地についても早期処分に努められるとともに、紀泉台西部土地については、その活用の方途を検討されたい。

## 注意事項

公共施設の移管については、地方公共団体の移管条件が異なり、その整備に多額の費用を要することから早期移管は困難な状況であるが、移管が可能な施設から順次、補修等の整備を行うなど、今後とも引き続き移管できるよう努力していく。

## 検討事項

保有土地の処分については、従前より公社の重点事項として、積極的に取り組んでいるところであり、平成27年4月に橋本市御幸辻の代替地が売却できた。

住宅販売状況については、平成27年11月に貴志川長山団地1区画が売却できた結果、岩出紀泉台は残り3区画、貴志川長山団地は残り1区画となっている。

コスモパーク加太及び企業団地北勢田ハイテクパークの残区画については、今後とも県地域プロジェクト対策室・企業立地課と連携を図りながら販売に努めていく。

なお、他の保有地についてもインターネット公売にかけるなど早期に売却できるよう努力していく。

紀泉台西部については、平成14年2月の和歌山県未利用土地利活用方策検討委員会において、慎重に検討すべきとの提言がなされており、現在事業を凍結している状況である。今後の活用については、住宅の需要や経済状況を見極めながら検討していきたい。